



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィンクス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 吉田 實
(J A S D A Q ・ コード 3 7 8 4)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 木元 寛
(T E L . 0 3 - 5 2 0 9 - 7 3 5 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の第26回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることに伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることとなり、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、現行定款第27条(社外取締役との責任限定契約)および第36条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第26条 (条文省略)	第1条～第26条 (現行どおり)
第27条(社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第27条(取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条～第35条 (条文省略)	第28条～第35条 (現行どおり)
第36条(社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第36条(監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第37条～第43条 (条文省略)	第37条～第43条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日 平成27年6月25日(予定)

以 上